

桐朋女子中学校学則施行細則(抄)

休業日

1. (休業日の出校)
高等学校学則施行細則 1 に準ずる。

入学・転入学および休学

2. (桐朋小学校・桐朋学園小学校卒業者に対する入学許可)
桐朋小学校・桐朋学園小学校を卒業した者で、それぞれの小学校長に推薦された者は入学を許可する。
3. (志願手続)
桐朋小学校・桐朋学園小学校から入学を希望する者は、所定の進学願に選考料を添え、それぞれの小学校長をへて、指定期日までに提出しなければならない。
4. (桐朋女子高等学校への進学)
本校を卒業した後、桐朋女子高等学校に進学を希望する者は、同高等学校所定の進学願に進学手続料を添え学校長に提出して、その推薦を受けなければならない。ただし、学校長が不相当と認めた者は推薦されない。
5. (2 学年度にわたる休学)
高等学校学則施行細則 4 に準ずる。
6. (休学期間の延長)
高等学校学則施行細則 5 に準ずる。
7. (休学期間が 1 か年を超える者)
 - (1) 休学の期間が 1 か年を経過した後、なお復学することができない者は除籍される。
 - (2) 前項によって除籍された者が 1 か年以内に再入学しようとする場合は、事情を記した再入学願を提出して許可を受けることができる。

学習評価

8. (学習評価)
高等学校学則施行細則 8 に準ずる。

入学金および授業料

9. (再入学の入学金)
生徒が他校に転学した後再入学しようとする場合、および細則第 7 条第 2 項に定める再入学の資格を失った者がさらに再入学しようとする場合の入学金・施設拡充費はその時の入学金・施設拡充費から本校に既納の入学金・施設拡充費を差し引いた額を納入するものとする。細則 7、第 2 項による再入学者からは入学金を徴収しない。

10. (授業料納入日)

高等学校学則施行細則11に準ずる。

ほう賞

11. 次の各号にあたりと認められた者はこれをほう賞する。

(1) 次に示す期間を皆勤(無遅刻・無早退・無欠課・無欠席)した者

イ 1学年間

ロ 3学年間

(2) 校内自治活動に対する功績が顕著であった者

(3) 生徒の対内外の諸活動ですぐれた成績をあげた者

(4) 他の規範となるような善行のあった者

(5) 上記のほか、学校の名誉となるような行為のあった者